

はじめに

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、すべての家庭が安心して子育てができる環境づくりを総合的に支援するため、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境を整備するとともに、各種の子ども・子育て支援事業に取り組んでまいりました。また、令和6年4月より「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から出産・子育てに至るまで切れ目のない支援体制の整備・充実に取り組んでいます。



この度、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期事業計画が終了することから、第3期へと移行します。これまでの取り組みをさらに発展させ、すべてのこどもが安心して成長できる環境づくりを推進してまいります。令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定においても『ふるさとに支えられ、安心・元気な子育て・子育てができるまち』を基本理念として継承し、国東市に暮らす全てのこどもとその家族が安心して生活するための取り組みを進めます。

今後は本計画に基づき、結婚から妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行い、子どもや子育てに優しい環境づくりに取り組み、「こどもまんなか社会」の実現を目指してまいります。皆様方には、この計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援計画のための実態調査」などで貴重なご意見を頂きました市民の皆様、関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

国東市長 松井 督浩

目 次

第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画の策定趣旨	2
2 計画の法的根拠	3
3 計画の期間	3
4 計画の位置づけ	4
5 子ども・子育てに関する主な法律・制度	5
6 計画策定の経緯	7
7 持続可能な開発目標（SDGs）について	8
第2章 本市の子どもと家庭を取り巻く状況と課題	10
1 本市の状況	10
2 アンケート調査結果（抜粋）からみえる課題	17
3 本市における子育て支援に関わる課題	33
第3章 計画における基本的な考え方	36
1 計画の基本理念	36
2 大切にしたい視点と基本目標	37
3 計画の施策体系	39
第4章 子ども・子育て支援事業計画に対する施策の展開	42
基本目標1 子どものための教育・保育の充実	42
施策目標① 質の高い就学前教育・保育の実施	42
施策目標② 就学前教育から小学校教育への円滑な接続	43
施策目標③ 人権教育の推進	44
基本目標2 地域における子育て支援	45
施策目標① 多様なニーズに応じた子育て支援	45
施策目標② 放課後児童対策の推進	47
施策目標③ 子どもと子育てを支える地域づくりの推進	49
基本目標3 子どもの健やかな育ちを促す支援	52
施策目標① 子どもと親の健康支援の充実	52
施策目標② 子どもを授かることや子育てを通じた親としての成長を支える学習の場の提供	55
施策目標③ 発達段階に応じた食に関する学習機会の充実	56
施策目標④ 歯科保健対策の推進	57
施策目標⑤ 小児保健医療の充実	58
施策目標⑥ 学童期・思春期からの成人期に向けた保健	59

基本目標4 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援	60
施策目標① 児童虐待防止	60
施策目標② ひとり親家庭への支援	62
施策目標③ 障がい児や特別な支援が必要な子どもの施策の充実	63
施策目標④ 生活困窮者家庭への支援	65
施策目標⑤ 配偶者などからの暴力に対する施策	66
施策目標⑥ 不登校・引きこもり児童生徒に対する支援	67

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第3期） 70

1 子ども・子育て支援事業計画の作成と事業の実施について	70
2 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項	70
3 各種事業におけるニーズ量の推計手順	71
4 量の見込みの算出にあたり用いる人口推計方法	71
5 計画の対象となる児童の人口推計（就学前児童・小学生児童）	72
6 教育・保育の提供区域の設定	73
7 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容	74
8 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	77
9 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該	93
10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	93

第6章 計画の推進体制 96

1 関係機関との連携体制	96
2 役割	97
3 計画の実施状況と点検推進体制・計画の公表及び周知	98

資料編 100

1 国東市子ども・子育て会議委員名簿	100
2 用語集	101